

[別紙]
様式1

事業報告書
(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 下山耳鼻咽喉科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県大村市原口町1041番地
- (3) 設立認可年月日 平成12年 3月 6日
- (4) 設立登記年月日 平成12年 4月20日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	下 山 高 生	下山耳鼻咽喉科医院管理者
理 事	下 山 好 子	
同	下 山 史 高	
同	下 山 真 智 子	
同	下 山 哲 生	
監 事	江 利 田 喬	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	下山耳鼻咽喉科 医院	0521532	長崎県大村市原口町 1041番地	一般病床 0床
				療養病床 0床
				[医療保険 0床]
				[介護保険 0床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で決議又は同意した事項
- 令和 4年 9月30日 令和 3年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 下山耳鼻咽喉科医院
 所在地 長崎県大村市原口町1041番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表

(令和 5年 7月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	22,590	I 流 動 負 債	30,278
II 固 定 資 産	2,107	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	986	負 債 合 計	30,278
2 無 形 固 定 資 産	1,111	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	10	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	△ 15,581
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	△ 5,581
資 産 合 計	24,697	負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,697

様式4-2

法人名 医療法人 下山耳鼻咽喉科医院
 所在地 長崎県大村市原口町1041番地

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	34,570
2 事業費用	29,443
本来業務事業利益	5,127
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	5,127
II 事業外収益	140
III 事業外費用	0
経常利益	5,267
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	5,267
法人税等	71
当期純利益	5,196

様式 2

法人名 医療法人 下山耳鼻咽喉科医院
 所在地 長崎県大村市原口町1041番地

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 5年 7月 31日現在)

1. 資 産 額 24,697 千円
 2. 負 債 額 30,278 千円
 3. 純 資 産 額 △ 5,581 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	22,590
B 固 定 資 産	2,107
C 資 産 合 計 (A+B)	24,697
D 負 債 合 計	30,278
E 純 資 産 (C-D)	△ 5,581

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 下山耳鼻咽喉科医院
理事長 下山 高生 殿

私は、医療法人下山耳鼻咽喉科医院の令和 4 会計年度（令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 10 月 2 日

医療法人 下山耳鼻咽喉科医院

監 事 江利田 喬